

日行連発第436号
平成30年7月27日

各単位会長 様

日本行政書士会連合会
会長 遠田 和夫
総務部
部長 山田 美之

犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則の一部を改正する命令への
対応について

標記の件について、政府において平成30年7月豪雨による被害状況等に鑑み、犯罪収益移転防止法施行規則上の本人特定事項の確認方法等に関して、特例を設け、7月13日付けで本改正が公布・施行されました。各単位会におかれましては、別紙の特例をご確認いただき、所属会員への周知を図るとともに、会員指導等をお願いいたします。

以上

- 別紙1：「犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則の一部を改正する命令について」（平成30年7月13日付、警察庁）
- 別紙2：官報（平成30年7月13日付）
- 別紙3：概要説明図

平成30年 7 月 13 日
警 察 庁

犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則の一部を改正する命令について

1 趣旨

平成30年 7 月豪雨による被害の状況等に鑑み、犯罪収益移転防止法施行規則上の本人特定事項の確認方法等に関し、特例を設けることとするもの。

※ 平成23年 3 月11日の東北地方太平洋沖地震発生の際にも、同様の特例措置を約 1 年間設けている。(平成23年 3 月25日公布・施行。平成24年 4 月 1 日削除)

※ 平成28年 4 月14日以降の熊本地震発生の際にも、同様の特例措置を約 1 年間設けている。(平成28年 4 月22日公布・施行。平成29年 4 月 1 日削除)

2 概要

(1) 寄附金の振込に際しての取引時確認対象取引の特例（規則第 4 条関係）

平成30年 7 月豪雨に係る寄附のために行われる現金送金（送金先口座が専ら寄附を受けるために開設されたものに限る。）については、その額が200万円以下のものに限り、取引時確認義務の対象取引から除くこととする。

(2) 被災者の本人特定事項の確認方法の特例（規則第 6 条関係）

平成30年 7 月豪雨で被災した顧客であって、正規の本人特定事項の確認方法によることが困難であると認められるものに係る本人特定事項の確認方法は、暫定的な措置として、当分の間、当該顧客から申告を受ける方法とすることができることとする。

この場合において、特定事業者は、当該顧客について、正規の確認方法によることができることとなった後、遅滞なく、その方法による確認を行うものとする。

3 施行期日

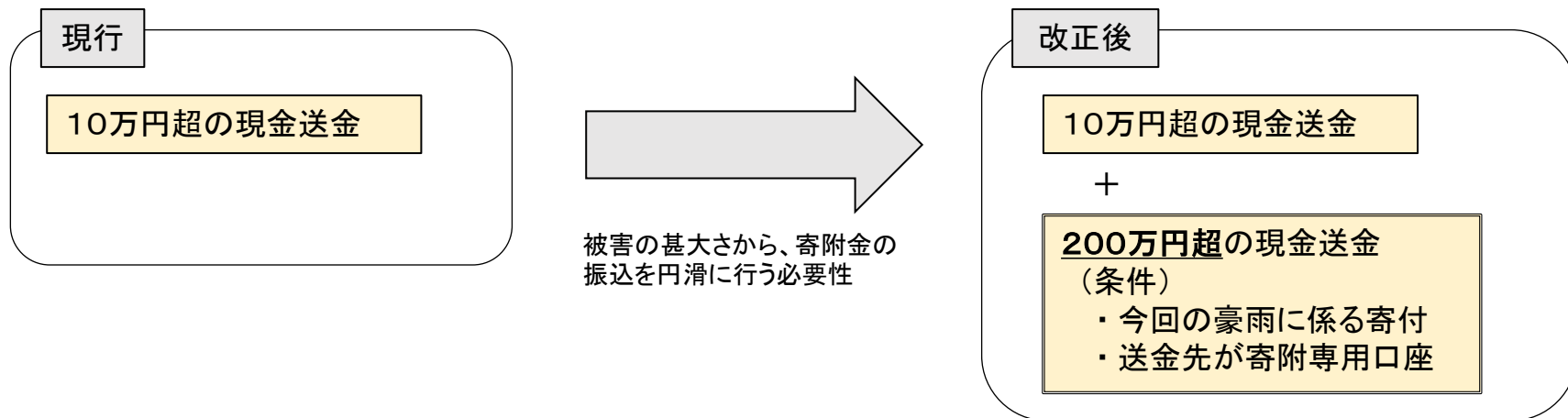
公布の日

4 その他

緊急に制定する必要があるため、意見公募手続は行わない。

1. 寄附金の振込に際しての取引時確認対象取引の特例

※ 取引時確認が必要となる現金送金について、次のとおり改正。



2. 被災者の本人特定事項の確認方法の特例

※ 被災者の本人確認方法について、次のとおり改正。

